



さつき台のサロン『すまいりー』



サロン『すまいりー』は平成29年9月に、さつき台民生委員と主任児童委員、さつき台地区有志で結成し、同年12月クリスマスイベントから活動を開始しました。目的を「高齢者と未就園児親子の閉じこもり防止、世代間交流を通じ地域での孤立を防ぐ」とし、6年目を迎えました。



当初は月2回、高齢者と赤ちゃんの世代間交流で双方に笑顔が生まれる場でした。しかし、コロナ禍により、第1木曜日に高齢者の会、第3火曜日に未就園児親子の会と変更されました。世代間交流ができなくなることが心配されましたが、親子の会に多数のボランティア、夏休みには小学生ボランティアが参加し、世代間交流を継続しています。

イベント内容は、各種音楽・踊り・マジック・啓発コト、季節の催しも多彩に取り入れて企画・実施をしています。親子の会では、手作りのおもちゃのプレゼントやベテランばあば達の出動で、ママ達は少しの間赤ちゃんを離れてママ同士の交流を楽しんでいます。

コロナ禍でしばらく中止になっていましたが「お茶しましょ♪」で始まる、好きな飲み物と笑顔溢れるおしゃべりタイムが再開できて本当に良かったと思います。今後もサロン『すまいりー』に集って、楽しんで、笑顔で帰って頂けるように頑張ります。



歳末たすけあい募金とは?



歳末たすけあい募金は、赤い羽根共同募金の一環で、新しい年を迎える時期に支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるように、歳末の時期に重点的に行うための募金です。

様々な福祉活動に役立っています

- 例えば、地域見守りのために・・・
- ★ 年末年始/ひとい暮らし高齢者などの方へ友愛訪問
  - ★ 年末年始/高齢者等のサロン活動 クリスマス会や新年会
  - ★ 年末年始/配食活動 手作り弁当のお届け
- そのほか、市内の児童福祉施設や里親の元で暮らしている子どもたちの進学・就職応援金などにも活用されています。



昨年度のご協力、ありがとうございました



令和4年度 募金額  
**2,797,401円**

**編集後記**  
今年の実態調査も終わったところかと思えます。調査を重ねるにつけ、見守り対象者の高齢化と身体状態の低下を痛切に感じています。本号63号は前62号に続いて介護保険の特集です。身近に介護の必要な方が居ないと、なかなか詳細を把握するのが難しいところですが、介護保険の仕組みを少しでも理解する助けになりますように。  
広報紙『ほっとinなばり』の紙面が前62号から市役所のHPで見られるようになりました。→のQRコードから開きます。  
(S.I) <https://www.city.nabari.lg.jp/s074/090/090/360/hottoinnabari.html>

**編集委員**  
高嶋 平四郎(比奈知地区)  
金澤 純代(北部地区)  
池田 静(名張鴻希地区)  
森 恵美(蔵持地区)  
大森 一彦(錦生・赤目地区)  
浦野 弘一(箕曲地区)  
大塚 晃生(くにつつじ地区)  
川本 智子(桔梗が丘地区)

令和5年度の全国・名張市社会福祉協議会と三重県福祉関係の大会において、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった民生委員・児童委員の方々が表彰されました。(敬称略)

全国社会福祉協議会会長表彰  
(民生委員・児童委員功労)



【北部】  
狩野 明義

三重県福祉関係功労表彰  
(民生委員・児童委員功労)

令和5年度 民生委員・児童委員功労者表彰



【比奈知】  
秋野 政雄



【箕曲】  
川北 安美



【桔梗が丘】  
橋本 健三



【くにつつじ】  
平井 行夫



【蔵持】  
米塚 啓二



【名張鴻希】  
森田 知容

第5.3回名張市社会福祉大会市長表彰  
(名張市社会福祉功労者表彰)



【北部】  
下村 幹代



【桔梗が丘】  
坪香 榮子



【比奈知】  
和田 眞由美



【北部】  
上谷 美穂子



【くにつつじ】  
北畑 維久子



【比奈知】  
城内 圭子

3部会の本年度2回目研修会が開催されました

児童福祉部会(9月22日)

『発達支援における現状と取組』

講師:兵庫県立大学看護学部 寺川 えり子氏

発達障害は、脳機能の発達の偏りによる障がいで、症状や困りごとは十人十色です。

困ったときに、子供が安心してSOSを出せる環境を作るために、民生委員・児童委員やまちの保健室の存在は大切なものとなっています。

高齢者福祉部会(9月28日)

『民生委員・児童委員の役割と防災～東日本大震災の事例から』

講師:名張市多文化共生センター 松崎 瑠美氏

講師ご自身が東日本大震災を被災された体験と、震災時の民生委員・児童委員の活動の様子を交えての研修でした。

災害時にはあらゆる機関、団体、誰もが被災者になります。その環境下では地域ぐるみで対応していくことが大事であり、その為の民生委員・児童委員としての役割を考える機会となりました。

障害者福祉部会(9月13・20・21日)

百合が丘東の「ワークプレイス葉」にて、社会福祉法人名張育成会の市川理事長より発足から65年間の歩みについて説明を受けました。

その後、同施設の利用者が「カフェ輪」で働く姿や絵画・書道・陶芸等の創作活動に励んでいる様子、それらの作品が展示されているギャラリー、配膳室での弁当作り等の様子を、2班に分かれて順番に見学しました。

「働くこと」を通して、地域と関わりながら社会参加していくところを見ることができて、有意義な研修となりました。



介護サービス等を利用するためには、まずは、名張市介護・高齢支援室や地域包括支援センター、まちの保健室（以下『市の窓口等』という）に相談しましょう。  
現在、要介護1～5と認定された方で、自宅を

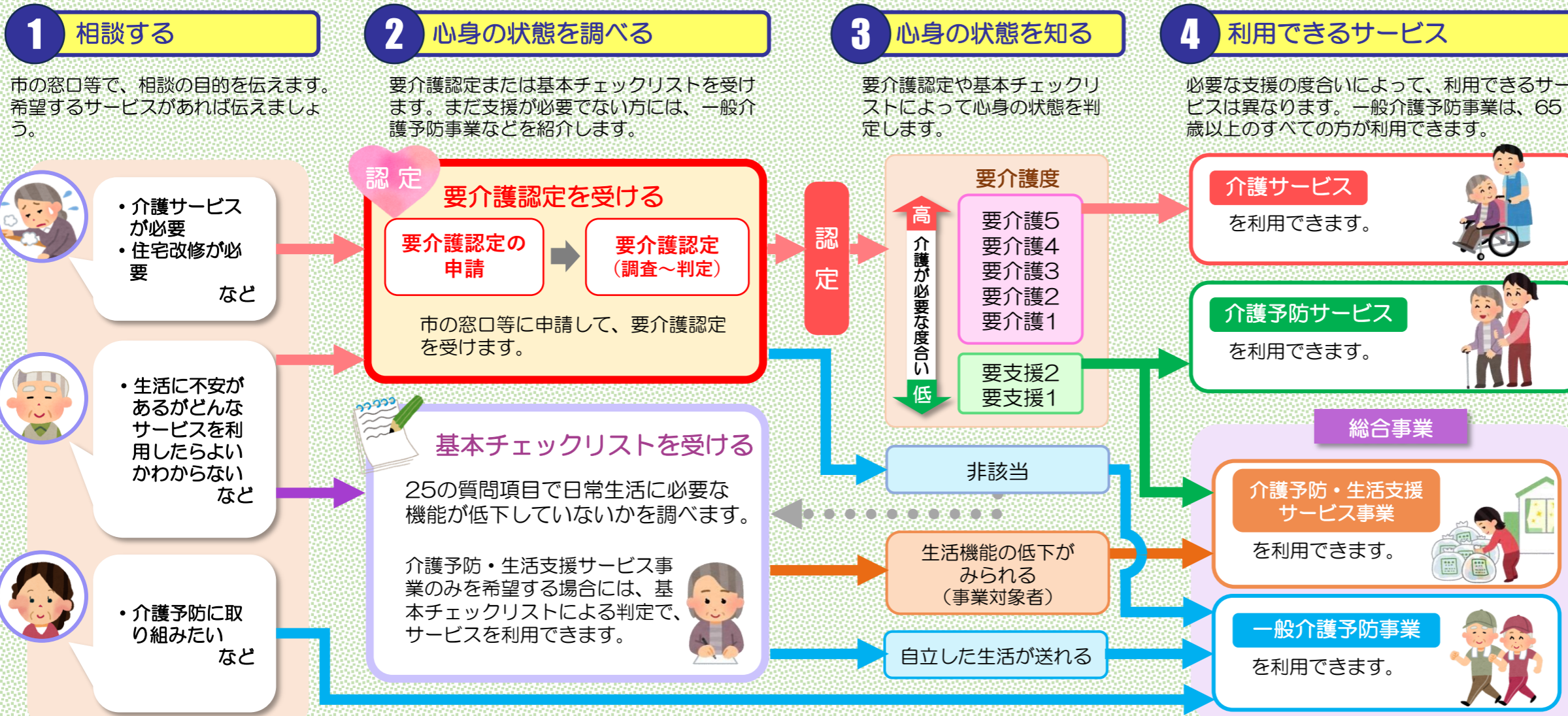
中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。

Q1 介護認定を受けた後で、状態が変わった場合の手続きは？

A1 介護認定後に心身の状態が著しく変化した場合には、有効期間内でも更新時期を待たずに要介護認定・要支援認定区分変更申請をすることができます。介護保険サービス利用中の方は担当ケアマネジャーとよく相談してください。

Q2 ケアマネジャーやホームヘルパーとの相性が悪いと感じた場合、担当変更できますか？

A2 可能です。ケアマネジャーの変更については、現在利用されている居宅介護支援事業所の管理者にご相談ください。ホームヘルパーや利用サービスに関する変更については、担当ケアマネジャーにご相談ください。



Q3 見守り対象者が介護認定を受ける際、『認定調査に立ち会ってほしい』と言われた場合、どのように対処すれば？

A3 認定調査の際、必須ではありませんが、ご家族や普段付き添われている方が立ち会うことも可能です。認知症等により、本人との意思疎通が難しい場合にはご家族等の立ち合いを推奨しています。

Q4 他市で介護サービスを受けている母親が名張市で同居することになりました。再度認定審査が必要ですか？

A4 前住所地での転出手続き時、要介護認定を受けている方には受給資格証明書が交付されます。それを持参して、転入日から14日以内に手続きをすると、転入日から6ヵ月間は、前住所地で認定された要介護度を引き継ぐことができます。

Q5 各種サービス(施設等)の利用は、誰がどのように決めるのですか？

A5 サービスの利用を決めるのは、本人やご家族です。在宅サービスについては、担当ケアマネジャーが、本人や家族の希望を聴き取り必要なサービスの提案や調整をします。施設入所については、各施設の相談員等にご相談ください。

